基本規程改正

加筆	修正	削除

現行	改正案	備考
第4章 登 録 第1節 総 則 第75条 [選手登録] ① 加盟チームは、第81条 [選手登録の方法] の定めるところにより、本協会への選手登録を行わなければならない。 ② 本協会に登録されている選手に限り公式競技に出場することができ、未登録の選手を公式競技に出場させてはならない。 ③ 未登録の選手であっても、当該選手が最後に登録されたチ	第4章 登 録 第1節 総 則 第75条 [選手登録] ① 加盟チームは、第81条 [選手登録の方法] の定めるところにより、本協会への選手登録を行わなければならない。 ② 本協会に登録されている選手に限り公式試合に出場することができ、未登録の選手を公式試合に出場させてはならない。 ③ 未登録の選手であっても、当該選手が最後に登録されたチ	
ームが本協会の加盟チームである場合、当該選手の籍は、少なくとも当該選手の最後の公式試合日より30ヶ月の間は、本協会に属し続けるものとする。	一ムが本協会の加盟チームである場合、当該選手の籍は、少なくとも当該選手の最後の公式試合日より30ヶ月の間は、本協会に属し続けるものとする。	
第76条〔重複登録の禁止〕 選手は、2つ以上の加盟チームに登録することはできない。	第76条〔重複登録の禁止〕 選手は、2つ以上の加盟チームに登録することはできない。	
第77条 [登録区分] 本協会における選手登録区分は、次の各号のとおりとする。 (1) アマチュア選手 (2) プロ選手	第77条 [登録区分] ① 本協会における選手登録区分は、次の各号のとおりとする。 (1) アマチュア選手 (2) プロ選手 ② 選手は、前項に従いプロ選手またはアマチュア選手のいず	

第78条 [アマチュア選手]

アマチュア選手とは、報酬または利益を目的とすることなく、 プレーする者をいう。

第79条 [プロ選手]

- ① プロ選手とは、その所属チームとの書面による契約を有しており、当該選手のサッカー活動の対価として、当該選手が実質的に蒙る費用を上回る支払いを受ける者であるものとする。
- ② プロ選手は、別に定める『プロサッカー選手に関する契約・登録・移籍について』および次の各号の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 満16歳以上で、かつ、本協会の加盟チームに所属し、 本協会の認定を受けること
 - (2) 本協会および選手の所属するチームの加盟するリーグ、 連盟等(以下「加盟リーグ等」という)が広告・宣伝活動 を行う場合は、原則として無償で協力すること
 - (3) 国内・国外を問わず、本協会主催以外の試合に出場する場合は、事前に本協会の承認を得ること
 - (4) 競技会の会場において本協会または加盟リーグ等の承認なしに広告・宣伝活動を行わないこと

第79条の2〔プロ選手契約の原則〕

プロ選手および当該選手と契約を締結するチームは、選手 契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。

れかとして本協会に登録しなければならない。なお、登録した選手は、本協会、FIFAおよびAFCの諸規則に従う。

第78条 [アマチュア選手]

アマチュア選手とは、報酬または利益を目的とすることなく、 プレーする者をいう。

第79条[プロ選手]

プロ選手とは、その所属チームとの書面による契約を有して おり、当該選手のサッカー活動の対価として当該選手が被る 費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。

<削 除>

細則『プロサッカー選手に関する契約・登録・移籍について』に集約する

第79条の2〔プロ選手契約の原則〕

プロ選手および当該選手と契約を締結するチームは、選手 契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。

- (1) 契約は尊重されなければならない。
- (2) 契約は正当事由がある場合には、解除することができ る。
- (3) 契約はシーズン中において一方的に解除することがで きない。
- (4) 正当事由のない契約の解除の場合、損害賠償が支払われ るべきである。
- (5) 正当事由のない契約の解除の場合、違反当事者に対し て、本規程第12章にしたがって懲罰を科すことができる ものとする。

第79条の3「プロ選手契約における特別規定」

- (1) 契約の最長期間は5年間とする。ただし、18歳未満の 選手は最長3年間とする。
- (2) 契約の最短期間は原則として、当該契約の効力発生日か らリーグ戦終了時までとする。ただし、当該選手の同意が あれば、この限りではない。
- (3) 契約の効力は、医学上の検査が良好であること、あるい は、
 香証等選手の就業に関する行政による認可の可否を条 件としてはならない。

- (1) 契約は尊重されなければならない。
- (2) 契約は正当事由がある場合には、解除することができ る。
- (3) 契約はシーズン中において一方的に解除することがで きない。
- (4) 正当事由のない契約の解除の場合、損害賠償が支払われ るべきであり、かかる損害賠償は当該契約において予め | FIFA 規程に合わせる 規定することができる。
- (5) 正当事由のない契約の解除の場合、違反当事者に対し て、スポーツ上の制裁を科すことができるものとする。

FIFA 規程に合わせる

第79条の3「プロ選手契約における特別規定]

- ① 契約の最長期間は5年間とする。ただし、18歳未満の 選手は最長3年間とする。
- ② 契約の最短期間は、原則として、当該契約の効力発生日 からシーズン(第82条の2に定義される)終了時までと │FIFA 規程に合わせる する。

③ 契約の効力は、医学上の検査が良好であること、または、 文言の修正 **香証等選手の就業に関する行政による認可の可否を条件とし** てはならない。

④ プロ選手は、同一期間について二つ以上の契約を締結し てはならない。

FIFA 規程に合わせる

て、選手の役務提供もしくは移籍に関連する事項またはチ 一ムの独立性、方針もしくは運営に関連する事項に影響を

及ぼす力を付与する条項を含む契約を締結してはならな

い。

⑤ いかなるチームも、その契約の相手方または第三者に対し | FIFA 規程に合わせる

第80条〔選手エージェント等〕

選手エージェントの活動およびその役務の利用について は、別に定める「日本サッカー協会選手エージェント規則」 に従うものとする。

第2節 登 録 手 続 き

第81条〔選手登録の方法〕

- ① 本協会への登録は、アマチュア選手、プロ選手のいずれも 加盟チームが登録申請をもって行う。
- ② プロ選手の登録には、前項の登録申請に加盟チームと選手 間の契約書の写しおよび「選手登録区分申請書」《書式第1号》 を添付するものとする。

- ③ 加盟チームは、「選手登録区分申請書」《書式第1号》の写 しを所在地の都道府県サッカー協会、地域サッカー協会およ び加盟リーグ等に送付する。
- ④ 第2項に基づく登録申請料は、別に理事会において定める。

第82条〔登録有効期間〕

① 前条に基づく登録の有効期間は、毎年J1・J2・JFL の第1種チームおよび所属選手は2月1日より翌年1月31 日までの1年間、それ以外のチームおよび所属選手は4月1 日より翌年3月31日までの1年間(以下「登録年度」とい

第80条〔選手エージェント等〕

選手エージェントの活動およびその役務の利用について は、別に定める「日本サッカー協会 選手エージェント規則」 に従うものとする。

第2節 登 録 手 続 き

第81条〔選手登録の方法〕

- ① 本協会への登録は、アマチュア選手、プロ選手のいずれも 加盟チームが登録申請をもって行う。
- ② プロ選手の登録には、前項の登録申請に加盟チームと選手 間の契約書の写しおよび「選手登録区分申請書」《書式第1号》 を添付するものとする。なお、当該契約に関して、本協会に │ FIFA 規程に合わせる 提出されていない別途の契約関連書類については、紛争処理 に際して当該書類を考慮するか否かは、本協会その他紛争処 理機関の自由裁量とする。
 - ③ 加盟チームは、「選手登録区分申請書」《書式第1号》の写 しを所在地の都道府県サッカー協会、地域サッカー協会およ び加盟リーグ等に送付する。
 - ④ 第2項に基づく登録申請料は、別に理事会において定める。

第82条〔登録有効期間〕

① 前条に基づく登録の有効期間は、毎年J1・J2・JFL の第1種チームおよび所属選手は2月1日より翌年1月31 日までの1年間、それ以外のチームおよび所属選手は4月1 日より翌年3月31日までの1年間(以下「登録年度」とい

う) とする。

- ② 登録年度の途中で行った登録(追加、変更等一切の場合を 含む)については当該登録を行った日の属する登録年度が終 了するまで有効とする。
- ③ 契約の終了その他の事由により、登録を申請した加盟チー ムと登録選手との間の所属関係が消滅したときは、前2項に よる登録の有効期間中であっても、その登録は失効するもの とする。
- ④ J1・J2・JFLの第1種チームの選手は、第1項に基 づく登録の有効期間内に、原則として最大3つの加盟チーム に登録されることができ、最大2つの加盟チームのために「公 式試合」に出場できる。ただし、本協会が特に承認した場合 は、この限りではない。

<新 規>

第82条の2〔登録ウインドー〕

① J1・J2・JFLの第1種チームは、原則として、本協 会が定めた年2回の登録ウインドー中にのみ選手を登録する ことができる。ただし、本協会が特に承認した場合は、この

う)とする。

- ② 登録年度の途中で行った登録(追加、変更等一切の場合を 含む)については当該登録を行った日の属する登録年度が終 了するまで有効とする。
- ③ 契約の終了その他の事由により、登録を申請した加盟チー ムと登録選手との間の所属関係が消滅したときは、前2項に よる登録の有効期間中であっても、その登録は失効するもの とする。

く削 除>

82条の2②項に移動 する

第82条の2〔シーズン〕

- ① シーズンは、各チームが属するリーグの最初の公式試合の日 | FIFA 規程に合わせる から、最終の公式試合の日までの期間とする。
- ② 選手は、1つのシーズン期間中につき、累計で最大3つのチ | 82条④項から移動さ ームに登録することができる。この期間中、選手は、最大 2 チームのために公式試合に出場する資格を有する。
- ③ 選手は、同期間中に同じ国内選手権(リーグ戦は除く)ある | FIFA 規程に合わせる いはカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場 してはならず、個々の競技会規則を遵守しなければならない。

第82条の3〔登録ウインドー〕

① 選手は、本協会が定めた年2回の移籍を認める期間(以下|文言の修正 「登録ウインドー」という)にのみ登録されることができる。

せる

限りではない。

- ② 年2回の登録ウインドーは以下の通り定められ、FIFA に報告するものとする。
 - (1) 初回の登録ウインドーは、シーズンの終了後に始まり 12週間を超えない。
 - (2) 2回目の登録ウインドーは、シーズン中に設定され、 4 调間を超えない。

<新 規>

第83条〔登録区分変更〕

選手登録区分変更を希望する選手は、加盟チーム経由で「選 手登録区分申請書」《書式第1号》により本協会に申請するも ② 前項にかかわらず、登録ウインドーの終了前に契約期間が | FIFA 規程に合わせる 終了したプロ選手は、当該登録ウインドー終了後においても 登録されることができるものとする。

- ③ 年2回の登録ウインドーは以下の通り定められ、FIFA に報告するものとする。
 - (1) 初回の登録ウインドーは、シーズンの終了後に始まり 12调間を超えない。
 - (2) 2回目の登録ウインドーは、シーズン中に設定され、 4週間を超えない。
- ④ 選手は、登録ウインドー中に当該チームから本協会に対し IFIFA 規程に合わせる 有効に登録申請がなされた場合に限り登録されることができ る。
- ⑤ 本条の規定は、アマチュア選手が主として参加することを │ FIFA 規程に合わせる 意図した大会には適用されない。かかる大会については、関 連する大会におけるスポーツ上の秩序を十分配慮したうえ で、個別に登録されるべき期間が設定されるものとする。

第82条の4〔登録情報の管理(選手パスポート)〕

本協会は、本協会に登録する選手の過去の登録情報(同選手が、 過去に登録された全てのチーム名とその期間などの情報)を管理 するものとする。これらの情報は「選手パスポート」として、必 要に応じて、当該選手が登録される移籍先チーム(第87条に定 義される)に対し発行される。

第83条〔登録区分変更〕

選手登録区分変更を希望する選手は、加盟チーム経由で「選 手登録区分申請書」《書式第1号》により本協会に申請するも

FIFA 規程に合わせる

のとし、本協会は受け付けた申請を前2条に従って処理する。

第84条〔資格認定等の原則〕

選手の資格認定および区分変更認定は、本協会理事会にお いて決定する。

第85条「外国籍の選手」

外国籍の選手(日本国籍を有しない選手)も、本協会に登 録する場合、本規程の適用を受けるものとし、「外国籍選手登 録申請書(外国で登録していなかった選手)」《書式第7号》 に外国人登録証明書の写しを添付のうえ提出して、その承認 を得なければならない。ただし、外国のサッカー関係団体に 選手として登録されていた選手が、本協会加盟チームに移籍、 登録する場合は、第99条〔外国籍選手等の移籍〕による。

> 第5章 移

> > 第1節 総 則

第86条[目 的]

本章の規定は、本協会の「加盟チームおよび登録選手」(過 去に登録していたものおよび現在登録しているものならびに 将来登録を希望するものの全てを含むものとし、以下総称し て「加盟者」という)相互間ならびに加盟者と外国のサッカ 一関係団体との間の選手移籍に関する紛争を防止するととも に、紛争が生じた場合にこれを解決することを目的とするも のであり、加盟者の全てを拘束する。

のとする。

第84条〔資格認定等の原則〕

選手の資格認定および区分変更認定は、本協会理事会にお いて決定する。

第85条「外国籍の選手」

外国籍の選手(日本国籍を有しない選手)も、本協会に登 録する場合、本規程の適用を受けるものとし、「外国籍選手登 録申請書(外国で登録していなかった選手)」《書式第7号》 に外国人登録証明書の写しを添付のうえ提出して、その承認 を得なければならない。ただし、外国のクラブ(チーム)に一文言の修正 選手として登録されていた選手が、本協会加盟チームに移籍、 登録する場合は、第99条〔外国籍選手等の移籍〕による。

文言の修正

第5章 移

第1節 総 則

第86条[目 的]

本章の規定は、本協会の「加盟チームおよび登録選手」(過 去に登録していたものおよび現在登録しているものならびに 将来登録を希望するものの全てを含むものとし、以下総称し て「加盟者」という)相互間ならびに加盟者と外国のクラブ|文言の修正 (チーム)との間の選手移籍に関する紛争を防止するととも に、紛争が生じた場合にこれを解決することを目的とするも のであり、加盟者の全てを拘束する。

第87条 [移籍の定義]

- ① 移籍とは選手が現在所属しているチーム(以下「移籍元チーム」という)を脱退し、別のチーム(以下「移籍先チーム」という)に所属変更することをいう。
- ② 前項の規定にかかわらず、学校教育法第1条に定める学校 のチームに所属する選手が、卒業によって新たなチームに所 属変更する場合は、移籍とはみなさない。

第88条 [移籍の手続き]

- ① 選手が移籍を希望する場合、当該選手は、移籍元チームの 発行した「移籍承諾番号」を移籍先チームに通知し、移籍先 チームが移籍申請をして、本協会の承認を得なければならな い。
- ② 本規定の定めにより移籍元チームが移籍承諾をするべきにもかかわらずこれを行わないときは、本協会の理事会は、移籍を希望する選手の申請に基づき移籍元チームの承諾に代わる決定をなすことができる。

第89条[公式試合への出場資格]

- ① 本規程に基づき移籍した選手は、本協会が登録を承認した 日の翌日から公式試合に出場することができる。
- ② 前項の規定にかかわらず、移籍したアマチュア選手の公式 試合への出場資格を競技会の大会要項により制限できる。
- ③ プロ選手は、プロ選手として出場した最後の公式試合から 30日間は、アマチュアとして登録することはできない。

第87条 [移籍の定義]

- ① 移籍とは選手が現在所属しているチーム(以下「移籍元チーム」という)を脱退し、別のチーム(以下「移籍先チーム」という)に所属変更することをいう。
- ② 前項の規定にかかわらず、学校教育法第 1 条に定める学校 のチームに所属する選手が、卒業によって新たなチームに所属変更する場合は、移籍とはみなさない。

第88条〔移籍の手続き〕

- ① 選手が移籍を希望する場合、当該選手は、移籍元チームの 発行した「移籍承諾番号」を移籍先チームに通知し、移籍先 チームが移籍申請をして、本協会の承認を得なければならな い。
- ② 本規定の定めにより移籍元チームが移籍承諾をするべきにもかかわらずこれを行わないときは、本協会の理事会は、移籍を希望する選手の申請に基づき移籍元チームの承諾に代わる決定をなすことができる。

第89条[公式試合への出場資格]

- ① 本規程に基づき移籍した選手は、本協会が登録を承認した日の翌日から公式試合に出場することができる。
- ② 前項の規定にかかわらず、移籍したアマチュア選手の公式 試合への出場資格を競技会の大会要項により制限できる。
- ③ プロ選手は、プロ選手として出場した最後の公式試合から 30日間は、アマチュアとして登録することはできない。

第90条〔外国への移籍〕

第90条〔外国への移籍〕

- ① 外国のチームへ移籍しようとする選手は、本協会が発行す る国際移籍証明書の交付を受けなければならない。
- ② 前項の国際移籍証明書の発行は、本協会がFIFA規程に 基づき制定した書式によるものとする。

第91条「代理人等」 <削 除>

第92条〔規程違反〕

選手または加盟チームが本規程に違反した場合の処分は、 本規程第12章の手続きにしたがって理事会が決定する。

第93条〔移籍に関する異議等〕

- ① 選手の移籍に関して異議または疑義のある当事者は、本協 会の裁定委員会に和解あっせんの申立をすることができる。
- ② 本協会の定める「プロA契約書」、「プロB契約書」、「プロ C契約書」を締結していない選手の移籍に関する異議または 疑義について提訴を受けた場合、本協会は、登録規程上の登 録区分のいかんにかかわらず、本規程の適用に関しては、当 該選手をアマチュア選手とみなすものとする。

第2節 移籍の手続き

アマチュア選手が、アマチュア選手として移籍先チームへ 移籍したい旨を申し出た場合、移籍元チームは、当該移籍を 承諾しなければならず、かつ、名目のいかんを問わず、当該

- ① 選手が外国のクラブ (チーム) へ移籍する場合、本協会は 当該外国サッカー協会からの請求に基づき、当該外国サッカ 一協会に対して「国際移籍証明書」を発行するものとする。
- ② 前項の国際移籍証明書の発行は、関連のFIFA規程に基 づき行われるものとする。

第91条「代理人等」 <削 除>

第92条〔規程違反〕

選手または加盟チームが本規程に違反した場合の処分は、 本規程第12章の手続きにしたがって理事会が決定する。

第93条 [移籍に関する異議等]

選手の移籍に関して異議または疑義のある当事者は、本協会 の裁定委員会に和解あっせんの申立をすることができる。

<削 除>

現状に合わせ削除

文言の修正

第2節 移籍の手続き

第94条「アマチュア選手がアマチュア選手として移籍する場合] | 第94条「アマチュア選手がアマチュア選手として移籍する場合] アマチュア選手が、アマチュア選手として移籍先チームへ 移籍したい旨を申し出た場合、移籍元チームは、当該移籍を 承諾しなければならず、かつ、名目のいかんを問わず、当該 移籍に関し対価を請求することができない。

第95条〔プロ選手がアマチュア選手として移籍する場合〕

プロ選手が、アマチュア選手として移籍先チームへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元チームは、当該選手との契約に基づく根拠がないかぎり、当該移籍について異議を申し立てることができず、かつ、名目のいかんを問わず移籍に関し対価を請求することができない。

第96条「アマチュア選手として移籍する場合の特例]

- ① 前2条の規定に基づきアマチュア選手として移籍した選手 は、本協会が当該移籍を承諾した日から3年間は、移籍元チ ームの承諾を得ない限り、移籍先チームを含むいかなるチー ムとも、プロ選手として契約することができない。
- ② 前項の承諾をする場合、移籍元チームは、移籍先チームに対し、次条に定めるトレーニング費用等を請求することができる。

第97条〔アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合〕

アマチュア選手が、プロ選手として移籍先チームへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元チームは、当該移籍について 異議を申し立てることができない。ただし、移籍元チームが 営利法人、財団法人、社団法人、NPO法人または学校教育 法第1条に定める学校およびそれに準じる団体で本協会が認 定したものである場合に限り移籍元チームは、移籍先チーム に対し本協会の「トレーニング費用請求基準」に定められた 金額を上限とするトレーニング費用を請求することができ る。 移籍に関し対価を請求することができない。

第95条〔プロ選手がアマチュア資格を再取得する場合〕

プロ選手がアマチュア資格を再取得するに際しては、如何なる対価も支払われないものとする。当該プロ選手がアマチュアとしての資格を再取得した後30ヶ月以内にプロ選手として再登録された場合には、当該選手の新たなチームは、本協会の規則に従いトレーニング費用等を支払うものとする。

第96条〔アマチュア選手として移籍する場合の特例〕

<削 除>

FIFA 規程に合わせる

FIFA 規程に合わせる

第97条 [アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合]

アマチュア選手が、プロ選手として移籍先チームへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元チームは、当該移籍について 異議を申し立てることができない。

106条に集約する

第98条 [プロ選手がプロ選手として移籍する場合]

① プロ選手をプロ選手として移籍させようとする場合、移籍 先チームは、当該選手との交渉を開始する前に、移籍元チー ムの書面による承諾を得なければならない。

- ② プロ選手がプロ選手として移籍しようとする場合、当該選 手は、移籍先チームとの交渉を開始する前に、移籍元チーム の書面による承諾を得なければならない。
- ③ 前2項の規定は、移籍の対象となる選手が『プロサッカー 選手に関する契約・登録・移籍について』に規定される移籍 リストに登録された場合には適用されない。
- ④ プロ選手契約の期間満了前であっても、移籍先チームと移 籍元チームとが移籍にともなう補償につき合意し、かつ、当 該選手も移籍を承諾した場合は、移籍を行うことができる。
- ⑤ プロ選手がプロ選手として移籍しようとする場合、選手は、 現契約満了後か、現契約満了日の6ヶ月前以降の期間に限り、 他チームと新たな契約を締結することができる。これに違反 した場合、違反当事者に対して本規程第12章にしたがって 懲罰を科すことができるものとする。

第98条の2〔プロ選手の期限付移籍〕

- ① プロ選手は、選手と関連するチームとの間の書面による合 意により他のチームに期限付移籍されることができる。
- ② 期限付移籍の最短期間は、原則として、第82条の2に定 める2つの登録ウインドー間の期間とする。ただし、本協会

第98条 [プロ選手がプロ選手として移籍する場合]

①プロ選手との間でプロ選手としての契約を締結しようと意図|FIFA 規程に合わせる しているチームは、当該プロ選手との交渉に入る前に書面に より同人のその時点で在籍するチームに通知しなければなら い。当該プロ選手は、同人のその時点のチームとの契約が満 了したか、または満了前6ヶ月間に限り、他のチームと契約。
 を締結することができるものとする。

く削 除>

<削 除>

②プロ選手契約の期間満了前であっても、移籍先チームと移籍 元チームとが移籍にともなう補償につき合意し、かつ、当該 選手も移籍を承諾した場合は、移籍を行うことができる。

<削 除>

第98条の2〔プロ選手の期限付移籍〕

- ① プロ選手は、選手と関連するチームとの間の書面による合 意により他のチームに期限付移籍されることができる。
- ② 期限付移籍の最短期間は、本規程に定める2つの登録ウイ ンド一間の期間とする。

文言の修正

が特に承認した場合はこの限りではない。

③ 期限付移籍に際して、移籍元チームおよび選手自身の書面 による同意なしに、移籍先チームは選手を第三のチームに移 籍させる権利を有しない。

第99条 [外国籍選手等の移籍]

- ① 外国籍の選手(日本国籍を有しない選手)が新たに本協会 加盟チームに移籍する場合には、アマチュア選手もしくはプ 口選手のいずれの場合においても、次の各号の条件を具備し、 かつ、本協会に「国際移籍選手登録申請書」《書式第6号》を 提出して、その承認を得なければならない。
 - (1) 移籍先チームは、当該選手との交渉を開始する前に、移 籍元チームに対し、交渉を開始する旨を書面で通知するこ
 - (2) 本人が日本国内に入国し居住していること
 - (3) 満12歳以上の選手については、移籍元チームが加盟す るサッカー関係団体が発行したFIFA規程に基づく国 際移籍証明書(以下「国際移籍証明書」という)を提出す ること
 - (4) 次の各書類を添付すること
 - イ 旅券の写し
 - ロ 入国査証の写し
 - ハ 外国人登録証明書の写し
- ② 外国のサッカー関係団体に選手として登録されていた日本 国籍の選手が本協会加盟チームに移籍する場合にも、前項の 規定を準用する。ただし、この場合には前項第4号イおよび 住民票の写しを添付するものとする。

③ 期限付移籍に際して、移籍元チームおよび選手自身の書面 による同意なしに、移籍先チームは選手を第三のチームに移 籍させる権利を有しない。

第99条[外国籍選手等の移籍]

① 外国のクラブ(チーム)に選手として登録されていた外国 | 文言の修正 籍の選手(日本国籍を有しない選手)が新たに本協会加盟チ 一ムに移籍する場合には、アマチュア選手もしくはプロ選手 のいずれの場合においても、次の各号の条件を具備し、かつ、 本協会に「国際移籍選手登録申請書」《書式第6号》を提出し て、その承認を得なければならない。

<削 除>

- (1) 本人が日本国内に入国し居住していること
- (2) 本協会の請求に基づき、当該国のサッカー協会から当該 文言の修正 選手の「国際移籍証明書」が本協会に対して発行されてい ること

(3) 次の各書類を添付すること

- イ 旅券の写し
- ロ 入国査証の写し
- ハ 外国人登録証明書の写し
- ② 外国のクラブ(チーム)に選手として登録されていた日本 | 文言の修正 国籍の選手が本協会加盟チームに移籍する場合にも、前項の 規定を準用する。ただし、この場合には前項第3号イおよび 住民票の写しを添付するものとする。

第3節 移籍金算出基準<削 除>

第100条[適 用] <削 除>

第101条[算出方法] <削 除>

第102条 [端数の処理] <削 除>

第103条 〔税金の取扱い〕 <削 除>

第104条〔支払方法〕<削 除>

第4節 トレーニング費用請求基準

第105条〔滴 用〕

アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合のトレーニ ング費用の請求は、本節の定めるところによる。

第106条[トレーニング費用の金額]

① トレーニング費用の上限は、選手が在籍したチーム(営利 法人、財団法人、社団法人、NPO法人または学校教育法第 1条に定める学校およびそれに準じる団体で本協会が認定し たもの)における満15歳の3月31日翌日の4月1日から 満22歳の3月31日までの在籍期間1年につき、次に定め る金額とする。

	<u>4年まで</u>	<u>5 年以降</u>
直前の在籍団体	30万円	1 5万円
2つ前以上の在籍団体	15万円	1 5 万円

② <削 除>

第3節 移籍金算出基準<削 除>

第100条[適 用] <削 除>

第101条[算出方法] <削 除>

第102条〔端数の処理〕<削除>

第103条 〔税金の取扱い〕 <削 除>

第104条〔支払方法〕<削 除>

第4節 トレーニング費用

第105条〔適 用〕

アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合のトレーニ ング費用の請求は、本節の定めるところによる。

第106条「トレーニング費用の金額」

① トレーニング費用の上限は、選手が在籍したチームにおけ │ 項を別にする る満15歳の3月31日翌日の4月1日から満22歳の3月 31日までの在籍期間1年につき、次に定める金額とする。

5年以降 4年まで 直前の在籍団体 30万円 15万円 2つ前以上の在籍団体 15万円 15万円

② トレーニング費用の請求権を持つチームは、営利法人、財 項を別にする

- ③ 在籍期間が<u>1年に満たない場合は</u>1年とみなして計算する。
- ④ 在籍期間の合計が1年未満のチームは<u>当該</u>費用の請求権を 持たない。

第107条〔支払方法〕

トレーニング費用は、本協会が移籍を承認した日から30 日以内に現金をもって一括して支払われるものとする。

第235条〔施 行〕

本規程は、平成9年4月1日から施行する。

[改 正]

(省略)

団法人、社団法人、NPO法人、中間法人、または学校教育法第1条に定める学校(これに準じる団体で本協会が認定したものを含む)に限るものとする。

- ③ 在籍期間が<u>1年を超え、超えた期間が1年に満たない場合</u> 現状に合わせる は、当該在籍期間は、本条の関係では、1年とみなして計算する。
- ④ 在籍期間の合計が1年未満のチームは、トレーニング費用 文言の修正 の請求権を持たない。

. _ ..

第107条〔支払方法〕

トレーニング費用は、本協会が移籍を承認した日から30 日以内に現金をもって一括にて支払われるものとする。

第235条〔施 行〕

本規程は、平成9年4月1日から施行する。

[改 正]

(省略)

平成21年10月1日

今回の改正